

周南市市長等の給料の支給額の特例に関する条例制定について

周南市市長等の給料の支給額の特例に関する条例を次のように定める。

令和6年9月5日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市市長等の給料の支給額の特例に関する条例

令和6年10月1日から同月31日までの間における市長、副市長及び教育長の給料の支給額については、周南市市長等の給与に関する条例（平成15年周南市条例第41号）第4条の規定にかかわらず、同条例で規定する給料月額から当該給料月額に10分の1を乗じて得た額を控除した額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

（有効期間）

- 2 この条例は、令和6年10月31日限り、その効力を失う。